

行政運営改善調査 結果概要

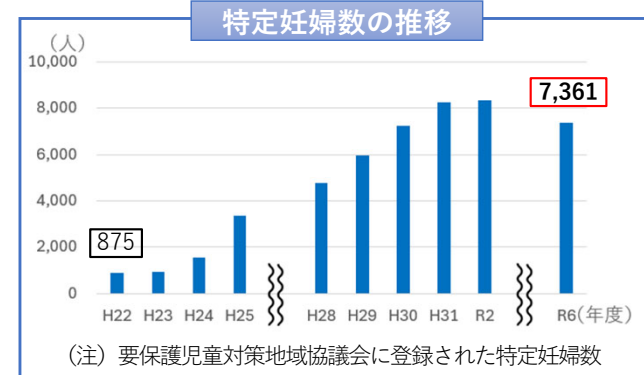
- ・困難を抱える妊産婦の支援に関する調査（通知日：令和8年3月27日）
- ・盛土等による災害の防止に関する調査（通知日：令和8年4月22日）
- ・災害時における応急仮設住宅の提供等に関する調査
（通知日：令和8年5月13日）

困難を抱える妊産婦の支援に関する調査結果（概要）

！ 調査の背景

〔 通知日：令和 8 年 3 月 27 日 通知先：こども家庭庁 〕

- 近年、予期しない妊娠、経済的困窮、DV被害などを背景とする、**出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）**が大幅に増加
- 令和 4 年の児童福祉法改正により、**虐待の予防的な対応から困難を抱える家庭への支援までを切れ目なく対応するため**、こども家庭センターの設置が市町村の努力義務化
- 育児放棄や児童虐待を防ぐ観点から、特定妊婦を含め、孤立した育児に陥る可能性があるなどの**困難を抱える妊産婦を出産前の早期から把握し、支援につなげるため**、調査を実施



📄 主な調査結果

- 相談窓口を運営するNPO法人など相談支援機関から市町村に対し、**特定妊婦と思われる者として支援が必要である旨の情報提供があったものの、市町村が支援を行わなかった事例あり。**
⇒ 情報提供を受けた市町村がとるべき対応について理解が不足している。
 - ・ 墜落分娩等を防ぐため、早期に受診する産科医療機関を選定する必要があったが、本人が市町村の保健センターに来所しなければ受診先の調整はできない。
 - ・ 妊婦に養育能力がないものの、民間機関等が既に介入しており、支援を検討するための会議を開催する必要はない。
- 医療機関が市町村に対し特定妊婦に関する情報を提供することは、**本人の同意を得なくても個人情報保護法違反にならないが**、以下のような事例や意見あり。
⇒ 個人情報保護法や特定妊婦に係る情報提供の趣旨が十分に理解されていない。
 - ・ 市町村から産科医療機関に対し、特定妊婦の受診状況について情報提供を依頼したものの、本人の同意がないことを理由に情報提供を拒否され、受診状況が確認できなかった。
 - ・ 調査対象の約 3 割の市町村では、精神科医療機関からの理解を得ることに苦慮している。
- 住民票所在市町村と居住実態のある市町村が異なる妊婦について、**市町村間で円滑な調整が行われず支援開始までに時間を要した事例あり。**
⇒ 居住実態があれば母子保健に関する事業の対象となることが十分に浸透していない。
 - ・ 産科医療機関の受診が出産 2 日前となり、母子の生命に関わる事態が発生するおそれがあった。
 - ・ 妊婦健診受診票の交付手続が間に合わず、1 回分の妊婦健診受診費用が全額自己負担となった。

👉 当省の主な意見

こども家庭庁は、以下の措置を講ずる必要

- ① 医療機関に対し、**本人の同意がなくても個人情報保護法違反にならないこと**の理解の促進や、**精神科医療機関に対する市町村への情報提供への協力の働き掛け**
- ② 市町村に対し、
 - ・ **情報提供元の相談支援機関と連携した速やかな対応の要請**
 - ・ 住民票所在市町村と居住実態のある市町村が異なる妊産婦について、居住実態のある市町村が中心となって**主体的に支援方策を検討するよう働き掛け**

調査結果① 困難を抱える妊産婦向けの相談窓口で受け付けた相談への対応状況

背景・制度等

- 国は、自治体に対し、以下の事項を要請
 - ・ 関係機関（医療機関、相談支援機関等）から特定妊婦と思われる者に関する情報提供を受けた市町村は、**必要な実情の把握や調査、要対協※の調整機関として、関係機関との情報共有や支援の要否の判断、内容の協議等**を行うこと。
 - ・ 予期しない妊娠などの悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、**妊娠等に関する相談窓口の設置及び周知**を行うこと。
- ※ 要保護児童対策地域協議会。要保護児童、要支援児童、特定妊婦等への適切な支援を目的として医療関係、教育関係などの関係機関等により構成され、設置することは自治体の努力義務とされている。
- 自治体は、国の事業の活用等により、**民間団体などへの相談業務の委託等**を行い、**困難を抱える妊産婦への相談支援**を実施

主な調査結果

- 相談窓口を運営するNPO法人などの相談支援機関から市町村に対し、**特定妊婦と思われる者として支援が必要である旨の情報提供**があったものの、**情報提供を受けた市町村がとるべき対応に係る理解不足**により、
 - ✓ 墮落分娩等を防ぐため、早急に受診する産科医療機関を選定する必要があったが、本人が市町村の保健センターに来所しなければ受診先の調整はできない。
 - ✓ 妊婦に養育能力がないものの、民間機関等が既に介入していることから、市町村として、支援を検討するための会議を開催する必要はない。などとして、**市町村としての支援が行われなかった事例あり**。本来であれば、情報提供を契機に当該相談支援機関と連携して市町村が主体的に支援策を検討する必要があったと考えられる。
- 市町村に**相談支援機関の存在自体が知られていない、活動内容への理解が不足**しているといった相談支援機関の意見あり。日頃からの相談支援機関との連携の必要性について、市町村の理解を促す必要あり。

一方で、都道府県において、**都道府県内の市町村における相談支援機関に対する理解を促進する取組**（周知文書の発出、研修会の実施など）を実施している例あり。
- 相談窓口の周知・広報に係る**民間企業や民間団体等からの協力を得ることに苦慮**している実態あり。また、全国の相談窓口の取りまとめ・周知や、関係機関への協力依頼等、**国レベルでの周知・広報の取組を求める意見あり**。

当省の意見

- 情報提供を受けた市町村が**情報提供元の相談支援機関と連携して速やかに実情の把握、支援の要否、支援内容の検討等の対応を行うよう求めること**。
- 都道府県が都道府県内の市町村に対し、相談支援機関への理解を促進する取組を実施している例の共有により、**市町村における相談支援機関の存在や活動に関する理解を促進すること**。
- 国において、**相談窓口の周知に係る取組例を自治体や相談支援機関に共有するとともに、相談窓口の関係機関等への広報活動への協力について働き掛けを行うこと**。

調査結果② 医療機関からの情報提供の実施状況

背景・制度等

- 国は、自治体が医療機関と連携するに当たり、**日頃から連携体制を構築**することや、市町村は医療機関から**一方的に情報提供を受けるだけでなく、必要な情報を医療機関と共有し、適切な役割分担の下で協働**することが必要との考え方を提示
- 国は、医療機関等の関係機関が特定妊婦と思われる者に関して知り得た情報を市町村に提供することや、市町村からの求めに応じ、関係機関が市町村に情報提供を行うことは、個人情報保護法※に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、**本人の同意を得ないで情報提供しても個人情報保護法違反にはならない**との考え方を提示。
また、国は、市町村に対し、このことを関係機関に周知し**積極的な情報提供を依頼**することを要請

※ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

主な調査結果

- 市町村から産科医療機関に対し、妊娠後期の特定妊婦の受診状況について情報提供を依頼したものの、**本人の同意がないことを理由に情報提供を拒否され、受診状況が確認できなかった事例あり。**
個人情報保護法の理解や特定妊婦に係る情報提供の趣旨の認識が十分ではない医療機関が見受けられることから、医療機関の理解を促進させる必要あり。
- 調査対象の約3割の市町村において、**精神科医療機関から特定妊婦と思われる者に係る情報提供への理解を得ることに苦慮**しているとの意見あり。
産科医療機関だけでなく精神科医療機関と市町村の連携も課題
一方で、**精神科医療機関との連携を図る取組**（連絡会の開催、協力依頼の発出等）を実施している市町村あり。

当省の意見

- 特定妊婦及び特定妊婦と思われる者に係る医療機関から市町村に対する情報提供について、
 - ・ **本人の同意が得られなくても個人情報保護法違反とならない旨について市町村及び医療機関の理解を促進させること。**
 - ・ **本人の同意が得られない場合でも、そのことを明示した上で情報提供を行うことについて市町村から医療機関への働き掛けを促すこと。**
 - ・ **国から精神科医療機関に対して働き掛け、理解の促進を図ること。**

調査結果③ 住民票所在市町村と居住実態のある市町村が異なる妊産婦等への対応状況

背景・制度等

- 困難を抱える妊産婦の中には、**住居が定まっていない者や居住実態のある市町村に住民票が無い者が一定数存在**
- 国は、戸籍や住民票における記載の有無にかかわらず、**当該市町村に居住している実態を確認できれば、母子保健に関する事業の対象となる**との考え方を自治体に対し提示
- 国は、特定妊婦が他の市町村に転出する際には、**住民票の異動を伴わずに居住実態を移動した場合であっても、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、転入先の市町村等に通告し、ケースを移管すること**が必要との考え方を提示

主な調査結果

- **住民票所在市町村と居住実態のある市町村が異なる妊婦について、支援の調整が市町村間で円滑に行われず支援開始までに時間を要し、**
 - ✓ 産科医療機関の受診が出産2日前となり、母子の生命に関わる事態が発生するおそれ
 - ✓ 妊婦健診受診票の交付手続が間に合わず、1回分の妊婦健診受診費用が全額自己負担などが生じた事例あり。**居住実態があれば母子保健に関する事業の対象となるとの考え方が市町村に十分に浸透していないことがうかがわれる。**

このほか、居住実態のある市町村が主体となり支援を行うことができるような予算措置の要望など、**居住実態のある市町村が支援を実施するに当たり、国として環境整備を求める市町村の意見**あり。
- 特定妊婦が住民票所在市町村から移動して他の市町村に居住した際、**居住実態のある市町村が住民票所在市町村からのケース移管を受け入れず、**住民票所在市町村が居住実態のある市町村に出向いて訪問等の支援を行わざるを得なかった事例あり。切れ目のない支援のためには、ケース移管の実施を促進する必要あり。
- 産科医療機関が住民票所在市町村と居住実態のある市町村が異なる妊産婦を把握し、市町村に情報提供した場合に、**住民票所在市町村と居住実態のある市町村の役割分担等に係る調整が行われず、**当該機関に個別の調整等の負担が生じている事例あり。母子保健に関する事業の実施主体である市町村間での調整を促す必要あり。

当省の意見

- 住民票所在市町村のみならず、**居住実態のある市町村においても主体的に支援方策を検討するよう働き掛けること。**
- 特定妊婦が、住民票の異動を伴わず、居住実態を他市町村に移動した場合に、**居住実態のある市町村へのケース移管を実施するよう市町村に働き掛けること。**
- 医療機関等からの情報提供を受けた際、**関係市町村間において、当該妊産婦への支援に関して必要な調整を実施するよう促すこと。**

4

調査結果④ 困難を抱える妊産婦の転居への対応状況

背景・制度等

- 国は、特定妊婦が他の市町村に転出する際、
 - ・ 移管先の市町村の要対協においても特定妊婦としてケース登録すること。
 - ・ 移管先の市町村は、市町村間の認識の差をなくす観点から、**ケース移管後、少なくとも1か月間は移管元の市町村の支援方針を継続**した後、新たな環境下での家族の状況等をリスクアセスメントし、支援方針を継続するか否かを判断すること。との考え方を自治体に提示
- 児童福祉法において、市町村は、妊婦の転居に当たり、出産前から支援を行うことが特に必要と思われる場合は、**特定妊婦と思われる者として転出元市町村から転入先市町村への情報提供に努めること**とされており、国は、**本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にはならないと整理**

主な調査結果

- 転出元市町村から特定妊婦の転居により**ケース移管を受けたにもかかわらず、転入先市町村において特定妊婦として認定しなかった市町村あり**。ケース移管後、少なくとも1か月間は移管元の市町村の支援方針を継続するとの考え方やその意義の認識が十分でないと考えられる。
- **要支援妊婦※の転出の際、本人が継続支援を希望する場合や特定の条件に該当する場合のみ転入先市町村に対し情報提供を行うこととしている市町村があり、情報提供の実施割合に大きな差異あり**。
また、転入先市町村から転出元市町村への情報提供の依頼に対し、**本人の同意がないことを理由に情報提供を拒まれた事例**や、転出元市町村からの情報提供がなかったことにより、転入先市町村において、**要支援妊婦であることを把握できなかった事例あり**。
切れ目のない支援の引継ぎの観点から、市町村間での情報提供を着実に行うことに加え、転入先市町村において特定妊婦に認定される可能性を鑑み、転出元市町村における特定妊婦の認定状況にかかわらず、転入先市町村に対する情報提供の必要性について、積極的に検討することを市町村に働き掛ける必要あり。

※ 特定妊婦としての認定には至らないものの一般の妊婦よりも手厚い支援が必要と判断された妊婦を、本調査においては「要支援妊婦」と呼称するもの

当省の意見

- 特定妊婦の転居に伴いケース移管を受けた場合の対応について、その意義の周知も含め、市町村に働き掛けること。
- 市町村が支援を行っている妊婦の転居時には、**本人の同意を得て転入先市町村に情報提供することが望ましい旨**、特定妊婦と思われる者については**本人の同意がない場合でも情報提供が個人情報保護法違反とならない旨**を市町村に対し明確に示すこと。特定妊婦と思われる者について、**転出元市町村からの情報提供を行うことの必要性を考慮**するよう働き掛けること。 5

調査結果⑤ 特定妊婦の認定状況等

背景・制度等

- 国は、市町村に**特定妊婦の様子や状況例**を示し、特定妊婦を認定する際を目安の一つとして活用するよう求めており、多くの市町村では、国が示している様子や状況例を参考としつつ、自市町村における**特定妊婦を認定するに当たっての基準や目安を設定**
- 市町村は、妊娠の届出等の機会を活用し、妊婦面談等を実施し、その結果をもってリスクアセスメントを行うとともに、特定妊婦の認定基準等と照らし合わせながら、特定妊婦の認定を行った上で、要対協において適切な支援を図るため必要な情報の交換や、支援の内容に関する協議を実施。また、必要に応じて、**特定妊婦以外に要支援妊婦※を決定**

※ 特定妊婦としての認定には至らないものの一般の妊婦よりも手厚い支援が必要と判断された妊婦を、本調査においては「要支援妊婦」と呼称するもの

主な調査結果

- 市町村における妊娠届出者数に対する**支援対象者（特定妊婦及び要支援妊婦）数の割合は、市町村ごとに大きな差あり。**
- 市町村における特定妊婦の認定基準等の項目と国が特定妊婦の目安として示している項目を比較すると、特定妊婦の認定基準等の内容の設定状況は市町村ごとに区々
- 妊娠期に特定妊婦に認定されていなかった妊婦が出産した後1年未満に当該児が**要支援児童又は要保護児童として要対協に登録された事例を分析した結果、**
 - ・ 「母の精神疾患」や「パートナーの状況」といったリスクを**妊娠期に把握していなかった事例や、妊娠期に把握していたとしてもその時点では特定妊婦の認定が必要となるほどのリスクではないと判断していたところ、出産後にこれらのリスクが増大又は顕在化した**とうかがわれる事例が多数
 - ・ これらのリスクに係る項目について市町村の特定妊婦の認定基準等では、認定における**各項目の考え方を詳細に記載している市町村があった一方、概括的な記載にとどまっている又は記載のない市町村あり。**

妊娠届出者数に対する 特定妊婦数及び要支援妊婦数の割合 (令和6年度末) (単位：市町村)	
分布	市町村数
10%未満	12
10%以上20%未満	9
20%以上30%未満	5
30%以上40%未満	3
40%以上50%未満	1
50%以上	2
計	32

盛土等による災害の防止に関する調査結果（概要）

！ 調査の背景

〔 通知日：令和8年4月22日 通知先：国土交通省、農林水産省 〕

- 令和3年7月の静岡県熱海市における土石流災害の発生を踏まえ、**全国の都道府県が実施した「盛土総点検」**（約3.6万か所）の結果、**必要な災害防止措置の実施が確認できなかった盛土**（約500か所）の存在が明らかになり、国から早期の対応を依頼
- 盛土に係る規制について、関係法令による規制が十分でない分野が存在していたこと等を踏まえ、**令和5年5月に盛土規制法が施行**され、都道府県等が、**既存の盛土等に対する災害リスクの把握**や**定期的な経過観察**を実施するほか、災害リスクがある盛土の所有者等に対し**対策工事の勧告・改善命令**等を行うこととされた。
- 盛土規制法の施行後、都道府県等の多くは、新たな規制区域の指定に向けた準備を経て、令和7年度から同法の本格的な運用を開始したところであり、今般、**円滑な法の運用を後押し**する観点から、同法に基づく取組状況を中心に調査

📄 主な調査結果

① 既存の盛土等有する災害リスクの把握や定期的な経過観察、リスクを踏まえた対策の実施が進んでいない事例あり（⇒今後多くの都道府県等が直面する共通の課題）

- ・ 災害リスクを把握する安全性把握調査（原則として土地所有者が実施）について、土地所有者の特定に時間を要する、調査費用の負担等に関して理解が得られないなど、調査実施に向けた調整に苦慮
- ・ 災害リスクを把握するまでの間、定期的に盛土や擁壁等の形状に変化が生じていないかを点検する経過観察について、6割以上が未実施（※）
- ・ 災害リスクを把握した後、対策工事が必要とされた盛土について、工事費用の負担に関する調整等に苦慮しており、工事に着手できていない状況（※）

（※）盛土規制法施行前から主に市町村が安全対策を実施してきた大規模盛土造成地に係るもの

② 「盛土総点検」で必要な災害防止措置の実施が確認できなかった盛土については、**関係法令部局による従前からの対応**に加え、**盛土規制法部局による対応**が求められるが、**両部局間の連携が不足している事例あり**

- ・ 関係法令部局が、既に盛土の災害リスクの程度に応じて、継続的に応急対策や経過観察等の対応を実施しているが、盛土規制法部局はその対応状況等を未把握
- ・ 措置未了の盛土に対し、関係法令部局と盛土規制法部局がそれぞれ独自に対応

👉 当省の意見

国土交通省及び農林水産省は、以下の措置を講ずる必要

- ① 都道府県等による既存の盛土等の災害リスクの把握、経過観察及び対策工事の**取組実態・課題を把握し、必要な支援を実施**
- ② 都道府県等の盛土規制法部局が、関係法令部局の対応状況等を把握し、**盛土規制法に基づく追加的対応の必要性の検討、関係法令部局と連携した経過観察等を実施**するよう促進

調査の背景・視点

調査の背景



- 令和3年7月、静岡県熱海市において、大雨に伴い上流山間部の盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生するなど、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題
- また、これまで、危険な盛土等に関して、土地利用規制に関する関係法令による規制が必ずしも十分でない分野が存在



- 令和4年に「宅地造成等規制法」が抜本的に改正（令和4年5月27日公布、5年5月26日施行）され、土地の用途や盛土等の目的にかかわらず、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**
 - ※ 法律名も「**宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）**」に改正

【主な改正ポイント】

① スキマのない規制

- ✓ 規制の実施主体である都道府県、指定都市及び中核市は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ✓ 農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等が許可の対象

② 盛土等の安全性の確保

- ✓ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定

③ 責任所在の明確化

- ✓ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- ✓ 災害防止のために必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても是正措置等の命令が可能

④ 実効性のある罰則の措置

- ✓ 罰則が抑止力として十分機能するよう、条例による罰則の上限より高い水準に強化

※ 改正前の「宅地造成等規制法」に基づき規制区域を指定している場合は、当該区域内における宅地造成に関する工事等の規制について、施行後2年間の経過措置あり。多くの都道府県等においては、令和7年5月までに盛土規制法の運用を開始

調査の視点

- 都道府県等における盛土規制法に基づく取組（①既存盛土等の安全対策の取組、②「盛土総点検」後の対応等）の実態・課題等を調査し、**同法の円滑な運用を後押しする観点**から、国による支援の在り方・必要性を検討

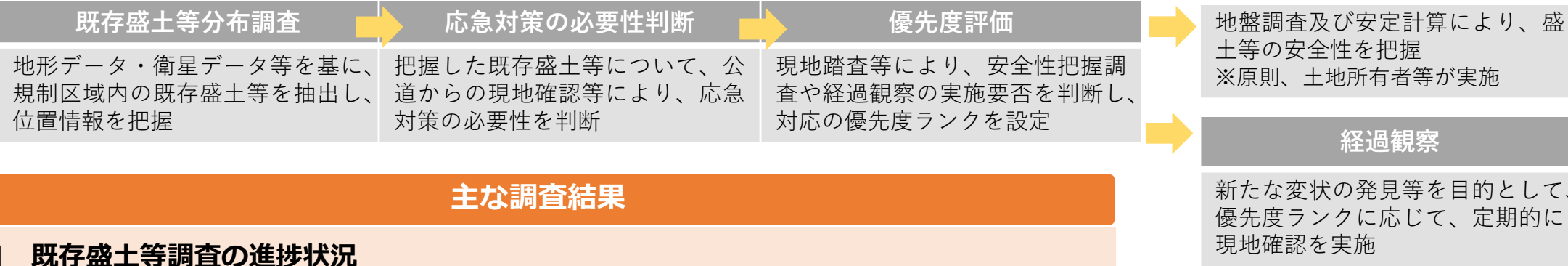
※ 調査対象：4 地方整備局、31 都道府県、73 市町村（書面調査を含む。） 8

調査結果①－ 1 既存盛土等の安全対策の取組状況（既存盛土等調査）

制度概要

■ 都道府県等においては、盛土規制法に基づき、規制区域内における**既存盛土等の分布状況、客観的な災害リスクの把握、定期的な経過観察の実施等を目的**として、おおむね5年ごとに既存盛土等調査を実施

【既存盛土等調査の実施手順】



主な調査結果

■ 既存盛土等調査の進捗状況

- ✓ 調査対象とした都道府県等のうち5割以上は、「既存盛土等分布調査」を実施済み【19／34都道府県等】
- ✓ 盛土規制法を運用開始して間もない都道府県等が多いことから、「**優先度評価**」まで**実施済みの都道府県等は一部のみ**【2／34都道府県等】であり、「**安全性把握調査**」には**未着手**

■ 災害リスクを把握する「安全性把握調査」に円滑に着手できていない事例あり

- ✓ 「優先度評価」の結果、「安全性把握調査」が必要とされた盛土等を有する都道府県等においては、調査費用の負担や他の相続人の所在が不明で連絡がとれない等の理由により、**土地所有者等の理解が得られず、調査実施に向けた調整に苦慮**
- ✓ 直ちに危険な盛土等ではないにもかかわらず、土地所有者等の自己負担により調査の実施を依頼することになるため、**どのように納得してもらうか、説明に苦慮**
- ✓ **調査を円滑に進めるため**、土地所有者の特定に必要な確認作業の効率化や、優先的に「安全性把握調査」を実施すべき盛土等の選定等を求める**意見・要望あり**

⇒ 今後、全国的に既存盛土等調査が進捗するに当たり、**多くの都道府県等が直面する共通の課題**

当省の意見

国土交通省及び農林水産省は、都道府県等に対し、以下の措置を講ずること

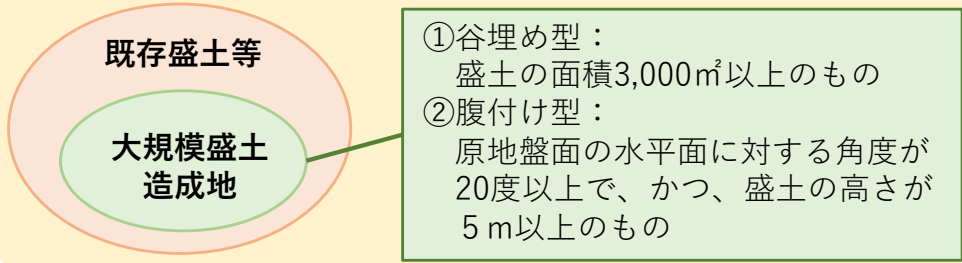
- 安全性把握調査の円滑な実施に向けて、**都道府県等における取組実態や課題を把握し、引き続き必要な支援を実施**

調査結果①－ 2 既存盛土等の安全対策の取組状況（大規模盛土造成地の安全対策）

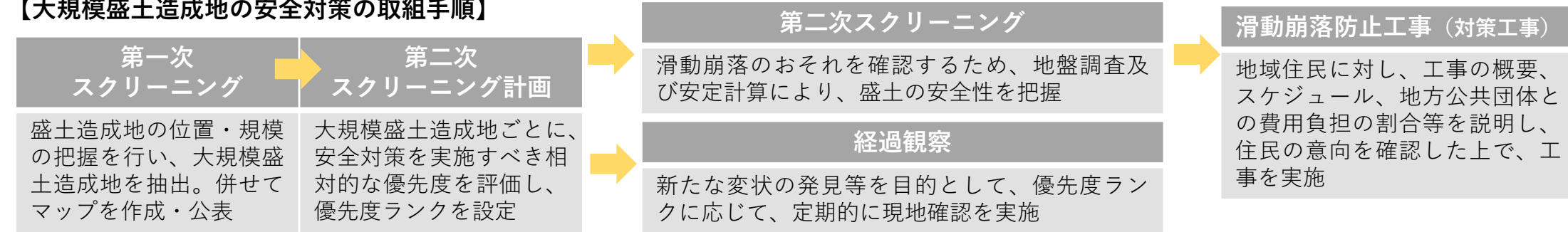
制度概要

- 大規模盛土造成地の安全対策は、過去の大規模地震における滑動崩落被害を契機として、**盛土規制法の施行前から**、地方公共団体における役割分担の下、**主に市町村において実施**
- 安全対策は、公共施設等を含む地域コミュニティの保全が目的であり、**一定の公共性を有することから、住民と共同して実施**
- 盛土規制法の施行後は、**既存盛土等調査の一環として実施**

【大規模盛土造成地とは】



【大規模盛土造成地の安全対策の取組手順】



主な調査結果

- 定期的な「経過観察」が実施されていない事例あり
 - ✓ 「経過観察」の必要性を認識していない、具体的な実施方針が定まっていない等の理由により、**6割以上が未実施**【24／37地方公共団体】
 - ✓ 負担軽減に向けた実施方針の提示など、**効率的・効果的な実施に関する意見・要望あり**
- 「滑動崩落防止工事」が速やかに実施されていない事例あり
 - ✓ 工事費用に関する住民との負担割合の調整や意見集約等に苦慮しており、「第二次スクリーニング」終了後、**2年以上、工事に着手できていない事例あり**
 - ⇒ 今後、全国的に「第二次スクリーニング」が進捗するに当たり、**多くの都道府県・市町村が直面する共通の課題**
 - ✓ **どのように住民と調整を進めていくか想定できないため、工事実施の見通しが立てられず、「第二次スクリーニング」自体実施できていない事例あり**

当省の意見

国土交通省及び農林水産省は、都道府県及び市町村に対し、以下の措置を講ずること

- **経過観察の意義・目的を改めて周知**
- **経過観察や滑動崩落防止工事の取組実態・課題を把握し、必要な支援を実施**

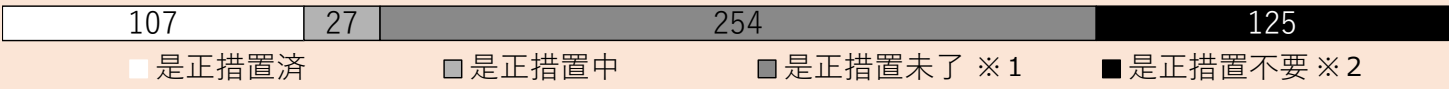
調査結果② 「盛土総点検」後の対応状況

制度概要

- 「盛土総点検」では、土地利用規制に関する関係法令の観点から、必要な災害防止措置の実施が確認できなかった盛土を抽出
- これら盛土について、国から都道府県に対し、管内市町村と連携の下、盛土が有する災害リスクに応じて、応急対策の実施や安全性を把握するなど早期の対策実施を依頼
- 都道府県等は、盛土規制法の運用開始後、同法に基づく既存盛土等調査のほか、災害リスクがある盛土の所有者等に対し、同法に基づく是正措置の勧告・改善命令等が可能

主な調査結果

- 必要な災害防止措置の実施が確認できなかった盛土について、都道府県（管内市町村を含む。）における対応状況を確認した結果、約5割の盛土が「是正措置未了」の状況



※1 その全てが、直ちに災害防止措置の実施が必要な災害リスクが高い盛土ではなく、災害リスクが低い盛土を含む
※2 詳細な現地確認の結果、法令上、特段の措置を講ずる必要がないことが確認できた等の理由によるもの

- 必要な災害防止措置の実施が確認できなかった盛土については、**関係法令部局による従前からの対応**に加え、**盛土規制法部局による対応**が求められるが、**両部局間の連携が不足している事例あり**
 - ✓ 関係法令部局が、既に盛土の災害リスクの程度に応じて、継続的に応急対策や経過観察等の対応を実施しているが、**盛土規制法部局はその対応状況等を未把握**
 - ✓ 「是正措置未了」の盛土に対し、**関係法令部局と盛土規制法部局がそれぞれ独自に対応**
 - （例）【市】市道に盛土が崩落している状況を確認し、木柵や崩落探知機を設置するとともに、土地所有者に対する継続的な改善依頼や現地確認を行っており、危険性が解消されている認識はない
 - 【県】盛土総点検以降、是正措置を講じる必要性を認識していない。また、盛土規制法部局では、当該盛土について、既存盛土等調査の対象としているものの、市の対応状況等を未把握
- 他方、「是正措置未了」の盛土に対し、**盛土規制法部局が積極的に関与することにより、早期是正に向けた検討が進められている事例あり**
 - ✓ 盛土の現況を把握した上で、関係法令部局と連携し、**盛土規制法に基づく勧告等を実施**
 - ✓ 既存盛土等調査の実施に当たり、**他の既存盛土等に先行して優先度評価を実施し、早期に災害リスクを把握**

当省の意見

- 国土交通省及び農林水産省は、都道府県等に対し、以下の取組を促すこと
- 盛土規制法部局において、関係法令部局（管内市町村を含む。）から、盛土の現況や対応状況等を把握した上で、盛土の災害リスクに応じて、
 - ✓ **盛土規制法に基づく早期是正に向けた追加的対応の必要性を検討**
 - ✓ **関係法令部局と連携し、既存盛土等調査における経過観察等の取組の効率的・効果的な実施**

〔 通知日：令和8年5月13日 通知先：内閣府 〕

！ 調査の背景

- 近年の大規模災害では、被災者の居住環境が損なわれる事態が度々発生しているが、**応急仮設住宅**（賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の提供等に時間を要していることなどにより、被災者の避難所等での避難生活が長期化
- 南海トラフ地震や首都直下地震では、**これまでより多くの応急仮設住宅が必要になるとの想定**
- 住宅を失った被災者が**1日も早く生活を再建できるよう、円滑・迅速な応急仮設住宅の提供等**に資するため、被災地（※1）及び大規模災害が想定される地域（※2）を対象に調査を実施

※1 熊本地震又は能登半島地震で被災した地方公共団体、※2 南海トラフ地震又は首都直下地震で被災が想定される地方公共団体

📄 主な調査結果

- ① 迅速な応急仮設住宅の提供のためには、事前に**必要戸数や供給可能戸数を推計**することが必要だが、地方公共団体による**推計の精度にばらつき**
 - ・ 大規模災害想定地域では、建設用地だけでなく建設資材の供給能力も加味した精緻な推計を行っている例がある一方、半壊世帯を考慮せず必要戸数を推計している例や賃貸型応急住宅の供給可能戸数を推計していない例あり
- ② **賃貸型応急住宅**は3者間契約方式（被災者、物件所有者、地方公共団体による契約方式）が基本とされているものの、大規模災害時には**被災者が早期に住まいを確保できる遡及契約方式**（被災者と物件所有者が締結した賃貸契約を後に地方公共団体を加えた契約に切り替え、遡って賃貸型応急住宅とする方式。既存契約の解除やこれに伴う家賃の返金が発生）による入居が相当数あり、平時から準備が必要
 - ・ 遡及契約方式による入居が、熊本地震で約5割、能登半島地震で7割超
 - ・ 大規模災害想定地域では、遡及契約方式が例外と位置付けられているため具体的な準備をしていなかった地方公共団体が多く、同方式に関する更なる情報（具体的事例、想定されるトラブル等）を求める意見あり
- ③ **建設型応急住宅の建設用地**は原則として公有地を利用することとされているものの、大規模災害時には候補地が被災したため**民有地も多く利用**されており、民有地の活用に向けた一層の取組が必要
 - ・ 能登半島地震では、想定以上に民有地の利用あり（想定2.8%→実績13.9%）
 - ・ 大規模災害想定地域では、建設型応急住宅の建設候補地のうち民有地の割合は4.2%であり、建設候補地の確保に苦慮している地方公共団体からは平時からの民有地の確保事例の提供を求める意見あり

👉 当省の主な意見

内閣府は、大規模災害に備えた応急仮設住宅に係る適切な事前準備の観点から、地方公共団体に対し、以下の措置を講ずる必要

- ① 応急仮設住宅の必要戸数等の**推計に当たって考慮すべき事項**を整理し周知
- ② 遡及契約方式の例外的位置付けを改め、**遡及契約方式に係る事例等**の提供情報の充実
- ③ **建設候補地に民有地を活用している事例**を収集・提供するなどにより、更なる検討を促進